

令和3年度包括外部監査（監査対象：教育委員会事務局、一般財団法人神戸市学校給食会）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>第3 監査の結果及び意見 II 全般及び共通事項</p>		
<p>3 教育委員会の組織風土改革の進捗状況について</p> <p>[意見10] 働き方改革の成果指標について 「神戸市学校園働き方改革推進プラン」において、働き方改革に取り組んでいくための3つの成果指標は設定されているが、いつまでに達成するかは示されていない。</p> <p>働き方改革に取り組んでいくための3つの成果指標をいつまでに達成するか、具体的に段階的にどう達成していくのかの計画を示し、現在進めている様々な業務改善の取組による効果を分析しながら、着実に進めていく必要がある。また超過勤務時間の削減の取組と併せて、持ち帰り業務の実態把握も進めていく必要がある。</p>	<p>「神戸市学校園働き方改革推進プラン」において、働き方改革の本来の目的は、「すべての教職員がいきいきと子供たちと充実した毎日を過ごすこと」であり、学校園ごとに状況も異なり一律に成果指標等を設定して評価することは困難であると考えている。しかしながら、働き方改革の実効性を高めていくためには、業務改革とともに一人一人の教職員の意識改革を進めることも重要となるため、特に目標年次は設定せずに、単年度ごとに評価できる3つの成果指標を設定している。</p> <p>【超過勤務時間】 R4:小 36 時間、中 52 時間 R5:小 32 時間、中 46 時間</p> <p>【休暇取得状況】 R1 : 84.4% R4 : 91.4%</p> <p>【多忙感の改善】 昨年度と比べて多忙感が改善したと感じる割合 R4:31% R5:25%</p> <p>さらに、保護者や地域のご理解・ご協力も得ながら、持続可能な働き方改革を着実に進めていく必要があることから、令和6年1～2月に保護者や地域団体に向けて、教員の長時間勤務解消に向けた取り組みへの理解・協力を求めるチラシを発信した。</p> <p>また、持ち帰り業務については、教員勤務実態調査では本市は全国と比較すると低い割合になっており、教員の働き方改革の一定の成果が認められた。</p> <p>引き続き、成果指標に限らず、教職員の勤務実態について継続的に把握・分析し、取り組みを継続していく。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	<p>他の方法で対応</p>
<p>4 財産管理の状況について</p> <p>[意見15] 未納対応について 債権回収に努めることは当然であるが、現実に回収の可能性がない未納給食費等については、不納欠損処理基準を定めるとともに不納欠損処理を進めることを検討されたい。</p>	<p>令和6年4月より給食費を公会計化した。令和5年度以前の給食費の未収債権は、公会計化せず、引き続き学校徴収金(学校長の債権)として債権管理する。</p> <p>対応が困難なケースについては教育委員会事務局が学校と連携して債権回収にあたる。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	<p>措置済</p>

令和3年度包括外部監査（監査対象：教育委員会事務局、一般財団法人神戸市学校給食会）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>5 情報管理について</p> <p>[意見21] 内部監査（相互型）について</p> <p>監査の目的を果たすために、内部監査（相互型）の実効性を高めるための追加的な対策を講じる必要がある。</p>	<p>内部監査（相互型）の実効性を高める追加対策については、事前研修用の資料を充実させたり、内部監査の実施手順やチェックリストを用意するなどして研修内容を充実させ、引き続き内部監査の重要性について意識向上を図っていく。</p> <p>また、全学校園を対象に、順番に内部監査（独立型）の対象校を決めていたが、これに加えて、5年度から、相互型で指摘の多い学校園や改善がみられない学校園も内部監査（独立型）の対象候補としている。</p> <p>加えて、独立型監査を行うことが出来る有資格者を増やしたり、学校への訪問人数を減らす、リモートにより行う等して、内部監査（独立型）の対象校を増やす見直しを図っている。</p> <p style="text-align: right;">（教育委員会事務局）</p>	<p>他の方法で対応</p>
<p>6 教育施設について</p> <p>6.3 青少年育成センター</p> <p>[意見26] くすのき教室の拡充</p> <p>青少年育成センターへの相談内容の大半が不登校に関する相談となっていることを踏まえ、「くすのき教室」を通じた生徒への教育機会を継続して提供できるよう拡充されたい。</p>	<p>不登校児童生徒が増加していることから、令和5年度に「不登校支援の充実に向けた基本方針」を策定し、青少年育成センターについても、当施設の設立趣旨を踏まえ、令和6年度からは新たな分室を設置するとともに、全ての拠点において小学生の受け入れを開始する。</p> <p>また、「くすのき教室」以外にも教育機会の確保を一層進めるため、令和6年度には、自分の学級に入りづらい児童生徒が、校内において安心して過ごすことができる「校内サポートルーム」を全小中学校に設置する。あわせて、「校内サポートルーム支援員」を全小中学校に配置し、不登校児童生徒に丁寧寄り添いながら支援を行う。</p> <p style="text-align: right;">（教育委員会事務局）</p>	<p>措置済</p>
<p>Ⅲ 実施重点施策について</p> <p>2 学校経営支援課</p> <p>[意見33] 設定指標及び目標値について</p> <p>教育人材センターの事業においては、指標及び目標値が設定されていないが、事業の成果を測定するためにも、目指すべき項目とその指標及び目標値を明示されたい。</p>	<p>神戸市教育人材センターについては、学校現場が必要とする多様な地域人材・外部人材の確保を行うとともに、人材のコーディネート機能等を充実させることを目的として開設されているため、目指すべき項目は次の2点であると考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教育委員会版人材バンク」として登録者の拡充 ・学校園の支援ニーズに沿った人材の紹介 	<p>他の方法で対応</p>

令和3年度包括外部監査（監査対象：教育委員会事務局、一般財団法人神戸市学校給食会）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	<p>また、各学校園に割り当てられた配置枠について、学校園での人材確保が困難である場合の相談窓口の役割を担っており、登録者数や紹介件数は学校園からの相談によるもので、数値目標の設定は馴染まないが、学校訪問や支援員アンケートから状況を取りまとめて、学校園の支援ニーズに可能な限り対応できるように、継続的に登録者の拡充に取り組んでいる。</p> <p>今後も上記の方針に沿った人材の確保に努めていく。</p> <p>なお、事業の成果を測定する手法として、年度末に新規登録者数と紹介率を出している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度 新規登録者 442名 学校からの依頼 253件に対して、紹介率 90.11% ・令和5年度 新規登録者 508名 学校からの依頼 287件に対して、紹介率 96.86% <p>また、令和5年度より「はじめてみようボランティア相談会」で登録者の拡充に取り組んだ。学校園に対しても「人材センター便り」を定期的に配布し、人材センターや学校支援員の役割を紹介し、学校園が相談しやすいようにした。</p> <p style="text-align: right;">（教育委員会事務局）</p>	
<p>4 児童生徒課</p> <p>[意見37] 相談体制のさらなる充実について 今後は相談体制をより充実させるため、オンラインでの相談体制等の整備を急ぎ、より多くの児童生徒が相談を受ける機会を増やしていく必要がある。</p>	<p>神戸市では、24時間フリーダイヤルで相談を受ける「神戸っ子悩み相談」（電話相談）を実施している。また、令和元年度より兵庫県教育委員会が実施している「ひょうごっ子SNS悩み相談」（LINE・Webでの相談）の利用についても、年3回、児童生徒・家庭へ案内している。令和5年度からは、学習用パソコンを活用したスクールカウンセラー（臨床心理士）等によるオンライン相談を開始した。また、教育委員会のホームページに、児童生徒が学校生活で困っていることや疑問に思っていることを投稿できる「お困りごとポスト」を設置した。</p> <p style="text-align: right;">（教育委員会事務局）</p>	措置済
<p>8 健康教育課</p>		
<p>[意見54] 基幹食材の調達方法について 教育委員会が直接契約を行うことによりコストが削減できる可能性があることから、基幹食材の調達について、直接契約することも含めて、改めて調達方法を検討されたい。</p>	<p>令和6年度の公会計化に向けた検討の中で、基幹食材を含む食材の調達方法についても検討を行ったが、安定した給食を提供するためには、一括調達の方法によらなければならないとの結論に至った。なお、公会</p>	他の方法で対応

令和3年度包括外部監査（監査対象：教育委員会事務局、一般財団法人神戸市学校給食会）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	<p>計化にあたり、令和6年度からは、基幹食材の調達を一括して市から神戸市学校給食会に委託している。</p> <p style="text-align: right;">（教育委員会事務局）</p>	
<p>9 学校環境整備課</p> <p>[意見63] 利用予定のない土地について</p> <p>利用予定もなく、市内での利用希望もない土地については、樹木の剪定及び草刈等の管理費用が発生するばかりでなく、固定資産税等の市税獲得の機会損失も発生していることになるため、速やかに売却に向けた検討を進められたい。</p>	<p>市の保有財産については、全庁的な観点から、行財政局を中心に総合的に検討を進め、利活用方針を定めていくことになっている。</p> <p>利用予定のない土地については、売却などの跡地処分も視野に入れた学校園跡地の利活用推進を図るため、全庁的な情報共有に努めるとともに、行財政局への早期の移管を進めている。</p> <p>なお、令和5年度には友生支援学校住吉分校の跡地を行財政局へ移管したところである。</p> <p style="text-align: right;">（教育委員会事務局）</p>	<p>措置済</p>